

# 廃棄物処理基準等専門委員会報告書(案)に関する 意見募集について



環境省は、中央環境審議会 循環型社会部会 廃棄物処理基準等専門委員会が取りまとめた、「廃棄物処理基準等専門委員会報告書(廃棄物処理法に基づく廃棄物最終処分場からの放流水の排水基準、特別管理産業廃棄物の判定基準等に関する検討(トリクロロエチレン))(案)」について平成 27 年 12 月 28 日から平成 28 年 1 月 26 日までの間、パブリックコメントを実施しました。

報告書(トリクロロエチレンの基準値変更について)の検討結果まとめ

各基準	廃棄物の種類	現行基準値	新基準値
一般廃棄物処分場及び産業廃棄物管理型処分場の放流水の排水基準	—	0.3mg/L	0.1mg/L
産業廃棄物安定型最終処分場の浸透水及び廃棄物最終処分場の廃止時の地下水の基準	—	0.03mg/L	0.01mg/L
特別管理産業廃棄物の判定基準	廃酸・廃アルカリ(処理物含む)	3.0mg/L	1.0mg/L
	汚泥、処理物(廃酸・廃アルカリを除く)	0.3mg/L	0.1mg/L
有害な産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物の埋立処分に係る判定基準	汚泥、処理物(廃酸・廃アルカリを除く)	0.3mg/L	0.1mg/L
産業廃棄物の海洋投入処分に係る判定基準	赤泥、建設汚泥	0.03mg/L	0.01mg/L
	有機性汚泥、動植物性残さ	0.3mg/kg	0.1mg/kg
	廃酸・廃アルカリ、家畜ふん尿	0.3mg/L	0.1mg/L

当社では、トリクロロエチレンなどの揮発性有機化合物の分析や、産業廃棄物等の分析について長年の実績がございます。ご不明な点等ありましたら、是非一度ご相談ください。

資料 平成 27 年 12 月 28 日付 環境省報道発表資料

衛生検査箇所 佐藤亮平

## 水道 GLP における亜硝酸態窒素の認定範囲の拡大が承認されました！

当社では、2012 年に水道 GLP(水道水質検査優良試験所規範)の認定を取得しましたが、この度、2014 年 4 月に水道法の改正において追加された亜硝酸態窒素においても拡大申請が承認され、高い信頼性と精度が確保されていることを第三者機関(日本水道協会)から認められました。

